

# 評議員及び役員選任規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）の評議員及び役員（理事及び監事）の選任に関する事項は、法令又は本会定款について定めるもののほか、本規則の定めるところによる。

## 第2章 推薦方法

(評議員候補者の推薦)

第2条 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。

- (1) 各加盟団体を母体とし評議員会が推薦する者 126名以内
- (2) 理事会が推薦する学識経験者 4名以内

(役員候補者選考委員会の設置)

第3条 評議員会に推薦する役員候補者を選考するため、役員候補者選考委員会を設置する。

2. 役員候補者選考委員会の構成及び運営に関しては、別途定める。

(理事候補者の推薦)

第4条 理事候補者については、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で役員候補者選考委員会を選考し、評議員会に推薦するものとする。

- (1) 加盟競技団体が互選した者 9名以内
- (2) 加盟都道府県体育・スポーツ協会が互選した者 9名以内
- (3) 学識経験者 10名以内
- (4) 前号に掲げる者のうち4名については、次の者を選考対象とする。
  - ① 都道府県体育・スポーツ協会連合会幹事長
  - ② 日本スポーツ少年団本部長
  - ③ 日本オリンピック委員会会長
  - ④ 本会事務局長

(監事候補者の推薦)

第5条 監事候補者については、本会定款に定める2名又は3名の範囲内で役員候補者選考委員会を選考し、評議員会に推薦するものとする。

### 第3章 理事定年制・再任制限

(定年制)

第6条 理事は、選任時において、その年齢が70歳（以下「制限年齢」という。）未満でなければならない。ただし、第4条第3号に掲げる者が理事となる場合については、定年制を適用しないことができる。

(再任制限)

第7条 理事は、連続して10年を超えて在任することができないものとする。ただし、連続する在任年数が10年に達する場合であっても、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があると役員候補者選考委員会が評価した場合は、さらに1期又は2期再任させることができる。

2. 前項再任期間を満了した者については、満了後4年以上経過した時点で、再び理事候補者となることができる。

### 第4章 雑 則

(細則)

第8条 本規則に定められていない細則は、別途定める。

(本規則の変更)

第9条 本規則の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1. 本規則は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
2. 本規則は、平成25年3月27日から施行する。
3. 本規則は、平成30年4月1日から施行する。
4. 本規則は、平成30年6月6日から施行する。
5. 本規則は、令和2年7月31日から施行する。
6. 本規則は、令和4年6月24日から施行する。